

平成19年度 長崎県公共事業評価監視委員会（第4回）議事録要旨

事務局：開会挨拶

土木部次長：挨拶

委員長：委員会審議

各委員におかれましては、先ほど寒い中現地の調査をしていただきまして、大変お疲れさまでございました。

また、県の機関の関係の皆様方におかれましても、ご協力をいただきありがとうございました。

それでは、早速委員会審議「再評価対象事業（村松川総合開発事業【村松ダム】）」の説明並びに審議について、土木部河川課からご説明をお願いいたします。

長崎土木事務所：河川 - 6 村松川総合開発事業 村松ダム（原案：中止）

委員長：以上、説明がありました。先ほど現地も見てくださいました。それらを含めて、何か質問ございますか。

A 委員：利水事業予定者の撤退ということが原因ということですが、その撤退の理由というのを説明していただけますでしょうか。

長崎土木事務所：利水事業者の撤退理由でございますが、これは町村合併により2市6町から2市2町になったわけですが、市町村合併前の平成15年度の各市町村別の水道事業の、平成27年を見込んだ必要取水量が計算されておりました。これが今年の夏までに市町村合併した後も含めてですけども、各市町村で取水量の見直し計画がなされました。

市町村ごとに平成27年度の必要取水量を見直したところの数字がこちらになっております。長崎市は香焼町・琴海町を含みますが、全体の取水量が約400t減っていると思います。それから、諫早の1万1,300tは平成15年の取水計画予定だったものが、見直しの結果4,000t余りの減と見直しがなされております。こういったトータルを南部広域水道事業単独水源として補う予定でございまして、そのために必要な取水量が当初は3万1,000tということで、本明川ダムと村松ダムの水源としたということを考えていたわけでございます。これが見直しになりまして2万5,000t、6,000tの減となったことにより、村松ダムと本明川ダムの両方の3万1,000tが必要でなくなったために6,000t減にすると。こちらについては、南部広域水道事業の再評価の中で審議された話になりますが、6,000t減をトータルで減するか否かという話の審議の中で、村松ダムそのものを6,000t減と

した方が事業として成り立つということで、6,000 t 減の分を村松ダムの中止撤退というふうに考えたという提言が今年の 9 月 6 日になされております。それを受けまして利水者撤退をこちらの方が受けて審議に入ったということでございます。

A 委員:水の利用の必要性といいますが、そういうものが限界だということはわかったんですが、委員会の目的から外れると思うんですけども、その原因はどこにあるかわかりますでしょうか。各市町村で水の利用が当初の計画よりも少なくなったと、その原因がわかりますでしょうか。

長崎土木事務所:評価内容について詳しいところは私の方で答えるのはいかがかと思いますが、想像できるのは、給水人口の減が大きくあると思います。当初の人口の見込み増が修正されたというのが一番大きな原因ではなからうかと考えております。

それぞれ取水量の計画を立てる上では、給水人口の伸び、一人当たりの必要な水の量の増、そういったものを考えて将来の取水量というのは計画されるものになっております。それぞれについて見直しがなされたはずで、その中で一番大きな要因となっているのは、給水人口の見込みを修正したということではないかと思えます。

A 委員:人口減というのはわかりました。事業を中止する場合に、原因までは考えないんですが、ただ単に治水事業者が撤退したからこちらも撤退するという理由なんですか。それとも、水の利用の必要性が減退した、それは人口減であるということもわかりました。あと、工場の立地等でそういう事業者の水の利用というものが当初目的とした以上に必要性がなくなったとか、そういう原因というのはないんですか。

河川課:基本的には今ご説明申し上げましたように、各利水者、南部広域水道事業団が平成 27 年度までの水の需要予測を立てておりまして、それを今回現実といいますが、最近のデータに照らし合わせまして人口予測をいたしますと約 3 万 6,000 人の減になるということで、6,000 t の水が現在の自己水源と比較しますと、21 年度ベースで必要なくなるということです。

その場合、今のご指摘の工業用水というのは不確定要素がございまして、どういう企業が立地するかということの予測が非常に難しいところございまして、基本的には推定人口ベースで必要な水源量を算出するという方法を利水者サイドではとっております。

ちなみに、我々河川管理者でございまして、利水者が利水計画に基づいてどれだけの水が要するというのを算出していただきまして、共同で多目的ダムをつくるということで、今回原因は今申し上げたとおりでございますけれども、利水者側が第三者委員会を含めまし

た判断されたことに基づいて、当方としましては治水上の妥当性、費用対効果を算定してご説明いたしております。

B 委員：このダムは治水・利水の両方の目的で多目的だったんですね。今、利水の方が要らなくなったというのはわかるんですけど、治水の方はまだ残っているわけですね。治水だけだったら費用的に非常に高くつくからやめましょうというのわかるんですね。それでは、あとの治水はどう考えていらっしゃるんですか。

長崎土木事務所：ご指摘のように、治水ダムが撤退したことによりまして、下流についての治水対策はどうするかという話になると思います。

見ていただいたとおり、下流は住家連檐地になりつつあるところで、これらについては治水対策が当然必要になってまいると思います。ただ、治水対策を行う上で、ダムで行うには効果がないというのは、ダムが高すぎることになったことをごさしまして、それに代わる手段を今後考えていくのは当然でございます。

現地に入ってくださいとわかりますが、ここから川幅が急に狭くなっております。このあたりについてはひどく川の水が流れる面積が狭いところをごさしまして、そういったところは局部的に急いで手当てする必要がある部分については、県の単独費を使ってでも応急的に洪水対策を行う。全体の治水についてはどうするかについては、今からその方法について、ダム以外の方法でどうするか。おそらく河川の改修とかそういうことになってくるんだろうと思いますが、それについては今後検討して総合的に治水をどうするか検討を進めていく格好になると思います。

C 委員：本明川ダムの方に一本化するということですが、そちらの計画は順調に進行しているのでしょうか。

長崎土木事務所：本明川ダムにつきましては、国で行っている事業でございまして、県は直接タッチしているわけではございませんが、今現地がどうなっているかというのは、詳細に私の方では存じていないんですけども。

河川課：基本的には本明川ダムの方も南部広域水道事業団の水需給が確定するというのがまだ不確定でございまして、先ほど説明申し上げましたように9月7日、26日に最終答申がออกมาして、これで水道水が確定したということで、今後は本明川ダムにつきましても手続を踏まえながら環境アセス、河川法令等の手続が済んでおりますので、粛々といいですか、順を追って進めているという状況でございます。

委員長：ほかにいかがですか。

D 委員：多分この委員会に任せられた一つの権限の範囲内であれば、こういう説明を受ければ廃止はやむを得ないということにならざるを得ないのではないかなと思うんですけども、先ほどA委員からお話が出ましたように、長崎県の場合水不足という問題というか、工業用水が不足しているということで、一昨年の委員会の中でも、佐世保の石木のときに2万t減らすのを何とか戻せないかという話を差し上げたと思うんですけども、利水の中での工業用水というのはなかなか配慮できないというのは、私も佐世保の本明川の石木の利水計画の委員会にも入っていますので、その中でもよくわかってきたことではあるんですけども、長崎県の工業を進める際に工場用水というのは非常に重要だということで、このダムについてはやめざるを得ないということにしても、今日見てきて地権者といいますが、住居も全然ないというところできりやすくある場所であるなというのが見えてきたわけですね。

そういった意味で、長崎県全体の工場を呼んでくるための水問題等々も、この委員会で本来持っている権限外だと思うんですけども、何らかの意味で認識はぜひしておくべきではないのかなと思います。私どもの研究所の9月号で発表したデータを見ますと、新しく1日当たり工場用水として提供できる量がなんと1,000tしかない。これでは工場が来る可能性が低いということも何らかの意味で認識を是非していただきたいなと思ったものですから、この委員会の権限外だと思うものの、認識はしていただきたいということで発言をさせていただきました。

委員長：長崎県というのは水が乏しくて、兼ねてから水源確保については最大限努力をしてほしいという県民の強い願いもあるわけですし、最近雨が降らなくて渇水で大変だという時期に、ダムをやめるとということについて、なかなか理解しがたい面もあるのも事実であるわけですが、さらに今ご指摘の、将来にわたって水の生活用水だけじゃない工業用水その他も含めた問題についても十分関心を持っていかなきゃいかん問題ですが、ここについても総合的に勘案のうえ広域水道企業団として結論を出されたという前提であるとすれば、当委員会としてはそれをまた受け止めざるを得ないんじゃないかと思うわけでございます。

いろいろご意見もあるでしょうが、もう一つは、あとの治水の問題。ダムは中止ということになるとすれば、何らかの対策が必要であるわけですし、現地の状況を見ると緊急な課題という点ではいささか乏しい面もないわけじゃないけれども、将来にわたって治水ということについては十分配慮してもらわなきゃいかんというのは率直な気持ちでありますし、そういう点も含めながらということになると思うんですね、結論としては。

そういうことで結論を出すことについては、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

委員長：以上、河川課の村松川総合開発事業（村松ダム）についての説明を受けたんですが、この件につきましては対応方針、原案どおり中止ということについて確認をしてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」〕

委員長：それでは、以上をもって本事業については中止ということで決定をさせていただきます。

E 委員：治水の方で 57 年の水害でかなり広領域やられたということで、河川拡幅をされているんですが、ダムをつくらないで今の状態で、仮に 57 年当時の水害があった場合に、被害予測みたいなもの、これは参考までですけど、計算されているんですか。

長崎土木事務所：計算上は、被害額というのはしてないですけど、57 年の災害である程度の河川の改修をしております。ただ、規模的にいいますと、全区間同じ規模の改修にはなっておりません。上流については、30 分の 1 の雨でもあふれる部分がございます。下流につきましては、30 分の 1 程度はほとんどカバーできますけど、それ以上になると洪水域として設定したところまでは水がある程度来ると思われます。

委員長：それについては、特に治水についても今後十分配慮していただくという付帯意見をつけて、結論としては中止という形でいかがでしょうか。

〔「異議なし」〕

委員長：それでは、そういうことでご決定をいただきました。

委員長：続きまして、委員会審議の「事後評価対象事業の説明、審議」について、まず道路建設課から説明をお願いいたします。

対馬地方局：道建 - 1 道路改築事業 国道 382 号

委員長：何かご質問ございますか。

B 委員：通学路に指定されていると言われていましたけど、トンネルがありますよね。トンネルの中も歩道があって、トンネルの中を人が歩くというのは、その人の健康とか排気とか、そういう問題はどうか。

対馬地方局：トンネルも 1,100m となっておりますので、換気施設あたりは設けております。

B 委員：それから、こういう幹線のところですね、直線的に横断されているが、対馬のともと公共交通機関はバスがある。そこに今バスが走っているんですね。そしたら、直接に行く

バスはそれで早くていいですよ。今まで津々浦々民家のところを回っていたバスが廃止になると、津々浦々の民家のところは困るような気がいたしますが。

対馬地方局：地域集落がございますので、バスはこういう方たちのための利便施設でございますので、当然こっちを通ります。ただ、交互交通がカットされて、非常に少ない状態での運行になりますので、バスあたりは1台だけ通るのには十分ではないかと思えます。

B 委員：両方走らせるわけじゃないんですか。

道路建設課：そんなに便数も多いところじゃございませんので。

委員長：対馬で現地を見たときに、このトンネルも通って現物を見たんですが、確かに大きな効果はあったような感じはしております。

よろしいですか。これからこういうことでいろいろな効果を発揮されていくということは、県民にとっても大変ありがたいことだと思っておりますが、しっかり維持管理をして、さっきの換気の話じゃないけど、換気扇なんかたまにはしたり、照明とか維持管理をしっかりしていただかなければなりませんね。

この説明を受けましたが、そういうことで成果としては認められるということでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」〕

委員長：それでは、そういうことでよろしくお願いします。

次は、港湾が3事業あります。

上五島土木事務所：榎津港改修事業（榎津地区貨物対策）

委員長：今説明をいただきましたが、何かご質問ございますか。

A 委員：先ほどの改善点ですが、予算の重点投資がなかったというんですね。

上五島土木事務所：なかったとは言っていないんですけども、ただ、箇所とかいろんな形で多いものですから、ここの総事業費が約10億円程度になっているわけですが、それを17年間という形で事業が進んできているわけです。それが短かった場合には、もっと早くいい効果が出ているのではなからうかと今のところ思っているような状況です。

A 委員：17年もかかった理由は何ですか。予算ですか。

上五島土木事務所：予算とか、地域とのコンセンサスといいますか、そのあたりもあったかと思うんですけども。

A 委員：抽象的でわからないんですが、ともかく県や国の予算が限られていたから長くかかったと考えていいんですかね。あるいは、地元との間の関係というところがあるん

ですかね。

上五島土木事務所：海を整備する場合には、漁民さん、船舶、漁協組合とかそういうところいろんな話し合いを行っていくわけなんですけども、そのあたりで早くお互いに目的を持って進めるようなスタイルに入れば一番いいわけなんですけども。

A 委員：それは工事着工までの話ですか。

上五島土木事務所：そうです。

A 委員：着工後もという意味ですか。

上五島土木事務所：着工後はスムーズにいったかと思うんですけども。

A 委員：そうすると、予算はある程度ついたが、地域住民との話し合いで長くなったということもあるという意味ですね。

上五島土木事務所：それも一部あると思うんです。ただ、どれという形ではないんですけども。

A 委員：いや、予算が不足したから長くかかったというならば、当初から計画を立てて、その辺は幾らかかりますというような形で、何年度計画とすればいいだけの話ではないかと思ったものだから質問いたしました。

D 委員：結果として費用対効果が 1.2 ということで、効果は上がっているということだったんですが、危険物を立串港でやって、危険物はガソリンだという説明があったんですが、立串でやってた際のガソリンのリスクといったものは、便益については参入をしていないか参入しているのか、便益分析シートというのは具体的に出ていませんのでわかりかねたものですから、ご説明をお願いいたします。

上五島土木事務所：立串港からの便益は、今回入っておりません。

D 委員：そうすると、ガソリンを安全に運べるという、これの費用対効果プラス若干のリスク軽減の効果が上がったというふうに見ていいわけですね。

上五島土木事務所：はい、そうです。

D 委員：わかりました。

委員長：ほかにいかがですか。

C 委員：ちょっと確認させていただきたいんですけど、先ほど、砂と砂利のシフトにより背後民家の被害、騒音等が解消されたというお話でしたけれども、新しい埠頭で貨物のところで砂・砂利を積荷するからということなんですかね。

上五島土木事務所：そうです。当初はここの位置、住宅地がここにあるわけですが、この位置でやっていたわけです。これが新しい埠頭になって、こちらの方に入って、かなり離れた位置

になりますので、砂の飛散といいますか、そういうものが住民にとってはものすごくよかったというようなことを聞いております。

C 委員：その砂とか砂利は、常時需要があるものなんですか。

上五島土木事務所：土木事業においては絶対必要なコンクリートをつくるための骨材です。だから、これは絶対上五島には入れてやらないと土木事業はストップしてしまいますので。

委員 長：それでは、港湾 - 1 の榎津港改修事業については、そういうことで効果を発揮されているということでよろしゅうございますね。

〔「異議なし」〕

委員 長：ありがとうございました。

次は、港湾 - 2、茂木港改修事業。

長崎港湾漁港事務所：茂木港改修事業（茂木地区防波堤整備）

委員 長：何かご質問、ご意見ございますか。

C 委員：参考までにお聞きしたいんですけど、こういう防波堤というのは、どのくらいの耐用年数があるんでしょうか。

長崎港湾漁港事務所：耐用年数というのは、大体 30 年から 50 年というふうになっておりますけども、いろいろ補修とかしてそれ以上のものになります。最低 50 年はもつというふうに考えております。

委員 長：ほかにいかがですか。

E 委員：50 年対応の波に対して設計されるんですかね。波の大きさとかその辺のところは。

長崎港湾漁港事務所：設計波は通常 30 年確率。施設の重要性を考慮して 50 年確率波でやったり、30 年確率波でやったりします。この茂木港については 30 年確率波だと思います。

E 委員：そのまま 50 年もたせる設計をしているということですか。

長崎港湾漁港事務所：材質的なもので、最低 50 年はもつと考えております。

委員 長：よろしいですか。ほかになければ、本事業については、そういうことでされるということではよろしいですか。

それでは、そういうことで、ありがとうございました。

続きまして、港湾 - 3 臼ノ浦海岸環境整備事業。

県北振興局：臼ノ浦港海岸整備事業（神崎地区）

B 委員：もともこの事業をなさったのは、どれぐらいの高潮、それから備えということ。一つは、高潮がどれぐらいの割合で起きていたのか。

それから、背後住民と言われてはいますが、写真を見たらどこに住民がいらっしゃるのかよくわからないので、どれくらいの方がそのあたりに、高潮が起きたときに直接被害に遭われる住民の方がいらっしゃったのか。それをお尋ねします。

県北振興局：今まで被害に遭われたところは、浸水被害がこういうブルーで塗っているところで、ここに18戸現在家屋がございます。

B 委員：その四角で書いてあるところ。

県北振興局：はい、そうです。

この部分を主目的として、浸水から防護するという事です。あわせて親水機能を持たせたというところです。

過去の浸水被害ですが、昭和34年、49年、52年、59年、62年、5回ほど浸水被害を受けております。

完成から5年たっているんですが、5年の間に台風が20回ぐらい来ておりますけど、そのうち浸水被害を受けたという報告はございません。

B 委員：このアンケートというのは、家屋18棟のアンケート。

県北振興局：それと自治体ですね。それから利用者の方。周辺住民の方たちと、施設を利用していらっしゃる利用者の方々。それから、地元自治体のアンケート、聞き取り調査をしております。

D 委員：この事業費総額を見ますと、16億7,000万円かかっている、一つの公共事業のこういったパターン、ある意味では警鐘というのか、確かに災害は起こっていないものの、前より不安になったが14%。内容を見ますと、理解されていないというのか、ここまでお金をかけてやったわけですから、地域の方に理解されないということ自体も、公共事業のあり方から考えますと、何らかの手を尽くして理解をしていただく工夫というのが必要なんだろうと思うんですね。パーセンテージだけじゃなくて、多分40戸に配って改修率70%と、非常に高そうに見えるんですけど、わずか40戸。しかも利害関係があるという方々が、もう少し協力していただけるようなことになってほしいなと思います。

あと、利用機会の増減、施設に対する満足度でも似たような傾向があらわれていますので、こういった施設を何のためにやって、どういう効果があってというふうな、地域に対する理解を求める工夫をしていかないと、これだけの予算をかけても、パーセンテージだけで見ると、非常に高い効果が上がったと受け取れないようにも見えるんですね。確かに、非常に満足と、どちらかといえば高いと見えないことはないんですけども、どちらかというと、通常の満足度調査といいますと、やや否定的ととるべき、5段階の3点より低いぐ

らいかなととるんですね。そういった面で言うと、このアンケート結果についてはどうなのかという気がいたしまして、ただ内容を見ますと理解をされてないということが最大の理由のように見えますので、これだけの工事をやったためにこういう効果が上がったよということを、地域住民に対してしっかり説明をし、理解を得る努力が必要だろうと思いました。

県北振興局：設問の仕方が、もうちょっと工夫が要ったのかなと反省をしております。

それから、不安があったと回答した人の圧倒的多数が、しぶきですね。浸水被害そのものより波のしぶきで、しぶきに関しては以前とあまり変わらないかなと思っているんですが、浸水被害そのものはなくなったんですが、しぶきがどうしても起きるものですから、その辺で不安というのが回答となったようです。

D 委員：内容はわかっていますので、それだからこそ理解をしていただくというふうな、何か工夫が必要ですね、不安という問題に対して。

委員 長：せっかく立派なもののできたんだからね。これは単純な堤防じゃなくて潜堤にしたんですね。それは景観に配慮したんだと思うんです。

県北振興局：そうですね。

委員 長：それがまた逆にしぶきというか、その辺の防御というものに、ちょっと支障が出ているんじゃないかという気がせんでもないんですが。

県北振興局：潜堤そのものは波を軽減しておりますので、そう影響はないかと思います。

委員 長：潜堤にした理由は、景観ですか。

県北振興局：そうですね。

委員 長：マイナス何メートル。

県北振興局：-1m。

委員 長：-1。そうすると、干潮のときは出てくるわけ。頭部は。

県北振興局：そうですね。頭が出てくる。

委員 長：その辺の干満の差は。

県北振興局：頭を少し、干潮のときは出てきます。

委員 長：いろいろ工夫はしておられて、せっかくいいもののできているんだから、もっと皆さん方にいろいろな面で使っていただくようなことも考えていかなきゃいかんでしょうね。

ほかに何か。

C 委員：同じような意見なんですけども、アンケートの結果で非常に満足が13%で、非常に不満

というのが逆に 19%となっているのを最初見てちょっと驚いたんですけど、その理由を見れば、これからの活用の仕方とか、皆さんのモラルとか、利用される方がちゃんとすれば改善できることが多いように思いますので、ぜひ先ほど皆さんが言われたように、せっかく立派な施設ができたので、みんなに愛されるようなものになるように、それぞれで努力していただきたいと思います。

委員 長：地方自治体、ここは何町になるんですか。

県北振興局：佐世保市です。

委員 長：その辺との連携でつくっているとか、住民の要望もあっているから、そういうことなどを考えた利用促進を図っていくことも必要かもしれませんね。

ほかに何かありますか。

それでは、この件につきましては、そういうことでご確認をいただきます。

委員 長：次は、河川ですね。仁田川。

対馬地方局：統合河川改修事業 仁田川

委員 長：以上説明がありました。何かご意見、ご質問はありますか。

これは一番浸水被害が出たのはいつごろですか。最後に出たのは。

対馬地方局：一番ひどいのは昭和 46 年。一番ひどい水害が生じておりまして、このときの被害というのが、浸水家屋が 93 戸、農地の浸水が 13ha 程度、あと国道が冠水したという状況でございます。それ以降、60 年ですとか、平成 4 年ですとか、そういったときにも浸水被害が生じているという報告を受けております。

委員 長：完成後はかなり降ったといっても、どれくらいですか。

対馬地方局：完成後は、時間の 60 mm ぐらいということですので、実際私どもがこの計画で想定している 114 mm までの雨は今のところないので、ただ、以前はあふれていたものが、改修後にあふれなくなったという部分だけは一定の効果があるのかなと考えております。

B 委員：旧河川の方は、さっき大丈夫だと思うんですけど、あそこは何もしてないんですよね。

旧河川の部分は、川幅を広げるとか。

対馬地方局：そちらの方はさわっておりません。こちらの部分は前のままです。

B 委員：そこのところは大丈夫なんですかね。

対馬地方局：結局、こちらが今の河川でして、こちらから旧河川の方に流れ込んでくるところがこういうふうなボックスみたいになっております。ここの断面を小さく絞り込んでいますので、実際洪水のときには大半がこちらの大きい方を流れてしまって、こちらの方には流れ

込まないという仕組みにしています。ですから、こちらの方には取り立てて護岸を整備する必要がなかったという考え方でございます。

B 委員：そうしたら、旧河川の方に行く水が少なく、反対に雨量が大きいときには少なくするというので、今度少ないときには旧河川は干上がってくるとか、そういうことはどうですか。

対馬地方局：ここがちょうど、例えば、本川からの水が入るという部分と、今度下流側が海に直接面していますので、満潮時には逆に潮が上がってくると。そういう形で水の行き来が常時なされているという状況に今なっています。

B 委員：旧河川がよどむと言ったら変だけど、そんな感じがしたので。

対馬地方局：そういった部分が懸念されましたので、私もここを完全に閉じずに、ある程度一定の水が通るようにと。あと、旧河川の方も水がここだけではありませんで、実際に川がこういうふうに戻っていますから、この部分からだと山からの水というのもまた別に入ってくるわけですね。ですから、全く水がないという状況にはなっておりませんので。

C 委員：まっすぐというか、短く海に流すようにするというのは、結局掘ったわけですよ。

対馬地方局：そうです。

C 委員：もともとの地形は、そこは山の続きみたいな。

対馬地方局：そうです。

C 委員：それを運河のように掘っていったことになるのですか。

対馬地方局：もともとは陸地だったところを開削したような状況ですね。

C 委員：どのくらいの距離。

対馬地方局：300mくらいですね。昔の河川がこういうふうに戻ってきて、これから戻ってきた形ですから、実質ここからここまでを掘った形になりますね。

委員 長：アンケートの回収率があまりよくないね。関心が薄いのかね。

対馬地方局：なかなかですね。ただ、アンケートでそういった部分が回収できなかったものは、地区の代表の方にお集まりいただいて、意見交換会という形で別に意見を求めて、その辺をフォローしているような形では考えております。

委員 長：いかがですか。よろしいですか。

その後大きな 100 mmを超えるような雨が降ってないから。いずれにしても、前よりパイパスを掘ったり、そういう意味での洪水防止の効果が上がっているというのは間違いない。B/C は結構高いですね。2.28。

何かなければ、この件についてはそういう評価でよろしゅうございますか。

〔「異議なし」〕

委員長：そういうことで評価させていただきました。

次は、都市計画。

県北振興局：佐世保駅周辺鉄道高架化事業

委員長：佐世保周辺鉄道高架化事業の説明をいただきましたが、何かご質問、ご意見ございませんか。

確かに立派になりましたね、あそこは。長崎の方がうらやましいですね。

よろしいですか。まだ周辺の整備事業が、関連する部分があるのですね。

県北振興局：西九州道路が開通すれば、また混雑も解消されてくると思います。マンションがどんどん建っております。

委員長：その辺がまだこれからの問題が残っていますね。

よろしいですか。

それでは、そういうことでご確認をいただきました。

以上をもちまして、事後評価事業の審議を終了したいと思います。総合的に見て何かございますか。

よろしいですか。

それでは、そういうことでその他の項に入りたいと思います。

まず、その他の「長崎港に関する報告事項」について、港湾課から説明をお願いします。

港湾課：長崎港改修事業（県港湾課の漁船用施設の整備方針）

委員長：長崎港に関する説明がありましたが、ご質問あるいはご意見ございますか。

D 委員：議論の流れも前からの話なので、もう少し整理をしていただいて、結果的に何をおっしゃりたいのか、お話しいただきたいと思うんです。十分やっているのだからこれ以上の説明は必要ないとおっしゃっているのか、こちら辺が不明で、現状の説明になってしまっているんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

港湾課：1枚目に戻りますけども、港湾の漁船用施設については、利用上必要なものを個別に判断しながらやっていきたいと考えております。その中で港の機能分担とか、漁業活動の効率化に資するもの、地域の充実促進とか、漁協の経営健全化に資するものという観点から、整備を考えていきたいと思っています。

D 委員：これは要するに、整備の方針みたいな考え方、方針なんだろうと思うんですけども、今日説明いただいているのは、長崎港改修事業、小型船だまりプロジェクトというふうなところでの、結論としてここに書いている方針に従ってほぼ充足というのか、満足しているというご判断なのか、これに関してまだ不十分なものがあって、個別の判断で進めていくものが残っているのか、そこら辺がどちらなのか、明確に説明してほしいと思います。

港湾課：長崎港のこの地区につきましては、例えば漁協の合併があります。漁協の経営健全化、経営体質の強化のために今回の整備が必要と考えております。

委員長：要するに、まだこれから取り組むべきものが残されていますか、具体的に。

港湾課：水揚げ用の物揚場、浮棧橋。浮棧橋についても水揚げ用になります。

委員長：そういうものはこれからさらに充足していくということ。

港湾課：はい。

委員長：原則に基づいて、基本方針に基づいて。

港湾課：はい。

委員長：どうでしょう。

せっかく漁協も組合も合併したりして、そういう時代の変化もあるわけだから、それに対応する施設というのを考えていくという観点が必要だと思うんだけど、我々の方としては具体的にそういうものが本当に効果を発揮していくのかどうか、それを見極めたいと。効果的な。そこら辺だから。今でもこの計画に基づいてやってこられて、これからも足らざるところは充足していくということであるとすれば、一つの間点というかな、そういう点での理解をしなければいけんのだろうけどね。

どうですか、皆さん。よろしいですか。

我々が言わんとするところは、その辺なんですよ。そういうものを受け止めながら、これからの事業を進めていただければと思います。

よろしいですか。

〔「異議なし」〕

委員長：それでは、長崎港に関する報告事項については、そういうことで承っておきます。

次に、その他の「再評価の一括・個別審議選定について」、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：前回の第3回の評価監視委員会においていただいた意見をお話ししますと、事業規模で区分し、大規模な事業を対象とするでありますとか、小規模な事業については事務局で検

討し、その結果を報告する。また、費用対効果の基準を 1.5 から 1.2 にするというような考えではどうか。また、工期が延長されて B/C が 1 に近づくようなものは問題があるのではないかという意見をいただきました。

それらの意見をもとに現行のシステム、前回説明いたしましたシステムで、一部の基準を見直しながら対応できないかとしておりましたが、いまだにうまく調整ができておりません。なかなかシステムがかっちりしておりまして、動かすのに苦労しているような状態ですので、今のところ結論を出せる状態になっておりませんので、もう少し時間をいただいて、またこちらで検討させていただいた後に各委員さんにお諮りをして基準を決めさせていただきたいと思っております。

それを踏まえまして、来年度以降の再評価、とりあえず来年度、平成 20 年度の再評価対象に適用してまいりたいと考えておりますので、今回は申し訳ございませんけれども、お示しすることはできないような状態ですので、ご配慮いただきたいと、今後またご協力いただきたいということをお願いしたいと思います。

委員 長：前回の経緯もご承知のとおりでございますが、一応の基準というか、そういうものを設けたけれども、現実にやってみたら、少し問題があるよということで、その辺について事務局の方でも鋭意検討してくれておるようですが、まだ結論に至っていないということですから。

その問題点というのは、事務局も承知をして対応をしてくれておると思えますし、今しばらく時間をかけてほしいということであれば、それもまたやむを得ないんじゃないかと思えます。

いずれにしても、来年度はまたそういうことで個別・一括の審議をしなきゃなりませんから、その前に事務局が一応の案をまとめた段階でまた皆さん方個々にお話をしながらやっていきたいということですから、そういうことでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」〕

委員 長：そういうことでご確認をいただきたいと思います。

以上で委員会審議を終わりましたが、本日の委員会の意見につきましては、例の村松ダムの件でございますが、12月10日に意見書として知事に提出をいたしたいと思っております。

それでは、以上をもって委員会を終わらせていただきます。

事務局：今後の予定でございますが、委員長からもございましたように、12月10日に知事への

意見書の提出をお願いしたいと考えております。ご多忙かと存じますが、改めて事務局より日程調整をさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

最後に、各事業者におかれましては、本日の委員会の意見を十分に尊重していただきまして、対応方針を決定し補助金交付にかかわる要求、また同種事業への反映を行われますようよろしくお願いいたします。

以上をもちまして閉会をさせていただきます。